

町民課

問い合わせ 町民課 医療年金担当 まで

65歳～74歳までの方で、一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度に加入することができる障がいの程度は以下のとおりです。

- ・1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちの方
- ・音声機能・言語機能の障害又は下肢障害（1号・3号・4号）により4級の身体障害者手帳をお持ちの方など

後期高齢者医療制度に加入した場合には、原則として1割の窓口負担で医療サービスを受けていただくことができます。

（加入することで従来より窓口負担が軽くなる場合があります。）

後期高齢者医療制度以外の医療保険制度		後期高齢者医療制度
65歳～69歳までの方	70歳～74歳までの方	1割（所得の多い方は3割）
3割	1割（所得の多い方は3割）	

後期高齢者医療制度では、全ての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いいただきます。後期高齢者医療制度に加入するためには手続きが必要です。

産業課

問い合わせ 産業課 地域振興係 まで

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。

岐阜県人権擁護委員連合会及び美濃加茂人権擁護委員協議会では、人権擁護委員制度の周知徹底と人権思想の普及高揚を図ることを目的に、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。相談は毎日の暮らしの中で起こる様々な問題、いじめ、体罰、部落差別、女性差別などの差別問題、家庭内（夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等）、借地借家、近隣間のもめごと、悩みごとなど、人権擁護委員が相談に応じます。



相談は無料で、秘密は固く守られます。どなたでもお気軽にご相談ください。

と き 6月1日(火) 午後1時30分から午後4時まで

ところ ファミリーセンター 研修室

相談員 大山和子・酒向光隆・亀井和彦・和田義昭